

## 中学校に在籍する第3子以降の

# 学校給食費減免について！

(令和8年4月から令和9年3月まで)



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の中学校期間における八街市立中学校の学校給食費を減免します。この適用を受ける場合は、**毎年度ごとに申請書の提出が必要**となります。

### 対象となる保護者

以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が八街市立中学校で学校給食の提供を受けている。
- ③ 生計を一にしている。
- ④ 生活保護や就学援助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。

※前年度までは、小学校で学校給食の提供を受けている第3子以降の子も対象でしたが、今年度からは国の支援が開始されることに伴い、別制度となりましたのでご注意ください。

#### 【対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	減免の対象者
例1	18歳被扶養者	高校生(被扶養者)	八街市立中学生	八街市立小学生	第3子 (第4子は本制度の対象外)
例2	八街市立中学生	八街市立中学生	八街市立小学生		該当なし
例3	私立高校生	県立中学生	八街市立中学生		第3子

### 申請方法

- ① 「八街市第3子以降学校給食費減免申請書」に必要事項を記入してください。
- ② 申請書に記載されたお子さんの内、八街市立中学校に在籍している子を除いた全ての子の、健康保険資格情報のわかるものの写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
- ③ お手持ちの封筒に申請書を入れ、封筒裏面に申請者住所・氏名・「学校給食費減免申請書」と明記し、学校給食センターへ郵送または、持参により提出してください。

#### 【郵送先】

〒289-1113 八街市八街へ199番地1060 八街市学校給食センター

## 申請期限

提出期日： 令和8年4月30日（木）必着

## 年度途中の申請について

申請期限を過ぎ、年度の途中で要件を全て満たすこととなった場合は、速やかに提出してください。  
申請期限を過ぎた場合は、申請日の属する月の1日からの適用となりますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば対象となる可能性があります。

… 県外から転入してきた … 扶養する子が増えた

## 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、6月ごろ通知いたします。

## 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

減免決定通知後に、申請内容に変更が生じた場合（扶養者の変更など）は、速やかに「八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届」を学校給食センターに提出してください。

申請に際してご不明点等あれば、お問い合わせください。

以下の例にあてはまる場合、変更が生じる可能性があります。

… 扶養している子が就労した … 扶養している子の人数に変更があった



</soshiki/40/47312.html>

※申請書等は八街市ホームページに掲載しております。

お問い合わせ先  
八街市教育部学校給食センター  
TEL 043-444-1181